

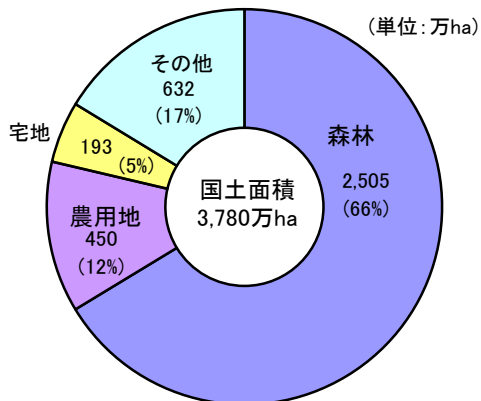
保安林解除手続きに係る 特例措置の提案について

平成30年10月5日
林野庁森林整備部治山課

1 保安林制度の概要

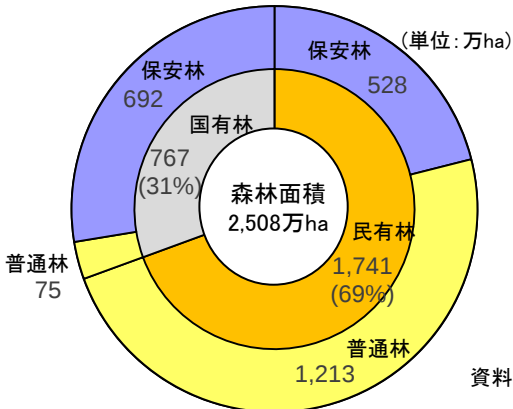
- 我が国は国土面積（約38万km²）の約2/3を森林（約25万km²）が占める世界有数の森林国。
- 保安林は、水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全等の目的の達成のために必要な森林について、森林法に基づき農林水産大臣又は都道府県知事が指定。民有林の約3割が保安林に指定。
- 指定目的を達成するために必要な森林施業上の要件（指定施業要件）を定め、伐採制限や転用の規制等の制約を課すことにより、保安機能の十全の発揮を図る制度。

■ 国土面積の内訳



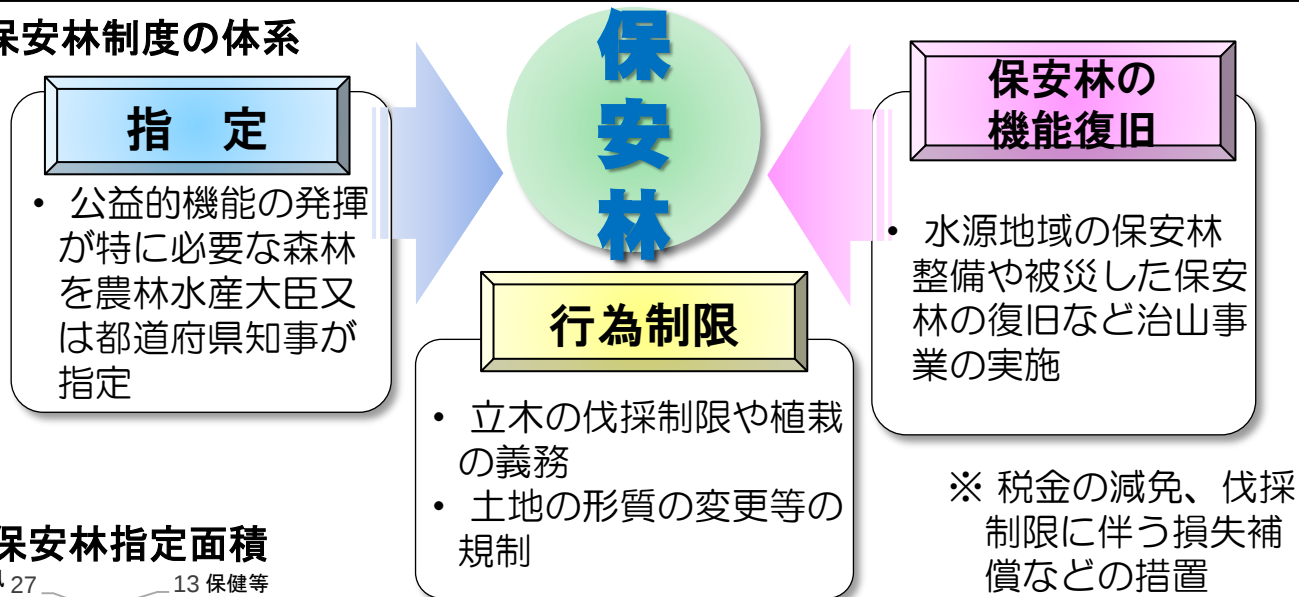
資料: 国土交通省「平成28年度土地に関する動向」
(国土面積は平成27年の数値)

■ 森林面積の内訳

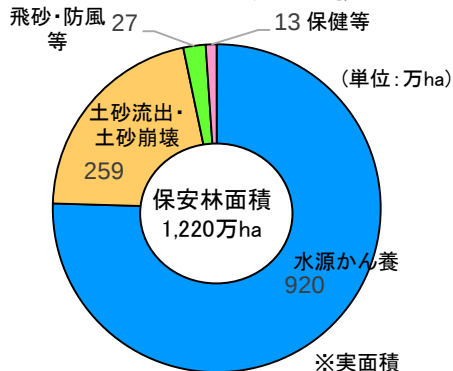


資料: 林野庁治山課業務資料(平成30年3月31日現在)
林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)

■ 保安林制度の体系



■ 保安林指定面積



■ 保安林の種類

- (1号) 水源かん養
- (2号) 土砂流出防備
- (3号) 土砂崩壊防備
- (4号以下) 飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健、風致 以上17種

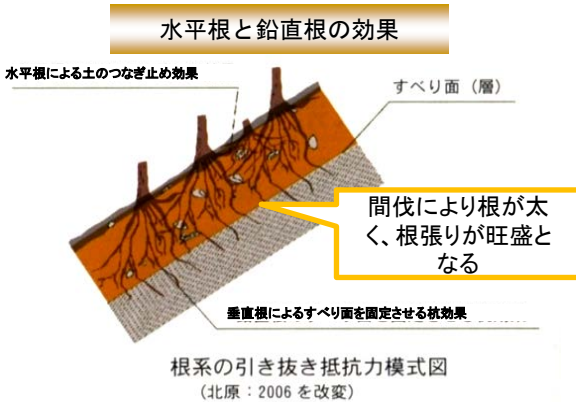
2 森林の公益的機能

- 森林は、山地災害の防止、洪水の緩和、水資源の涵養、生活環境の保全などの多面にわたる機能を発揮しており、適正な整備・保全による機能の維持・向上が重要。
- 森林の災害防止機能が発揮されず、災害がひとたび発生すれば国民の生命・財産に直接影響するとともに、交通や物流の遮断等により国民生活や経済活動に広範囲に影響。
- 荒廃した森林が多かった時代は気象災害による犠牲者も多かったが、保安林制度や治山事業により森林が回復されるに従い、被害者数も減少。

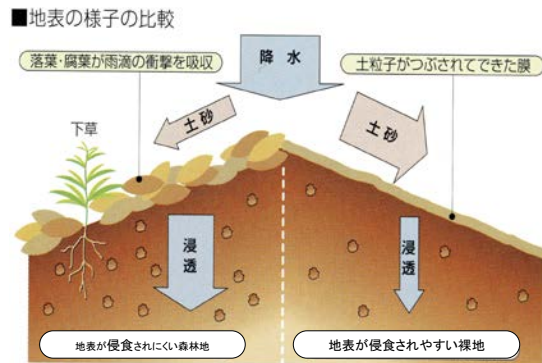
■ 森林の公益的機能

■ 気象災害(台風、豪雨、豪雪等)による犠牲者数

【表層崩壊防止機能】



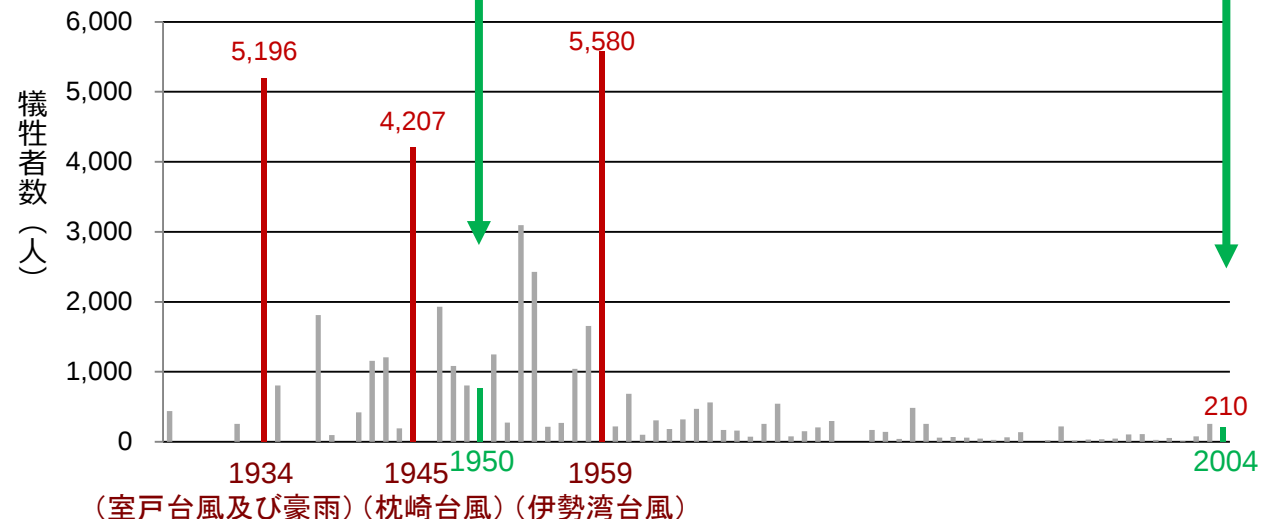
【表面侵食防止機能】



過度の伐採により荒廃森林が広がる【1950年頃】

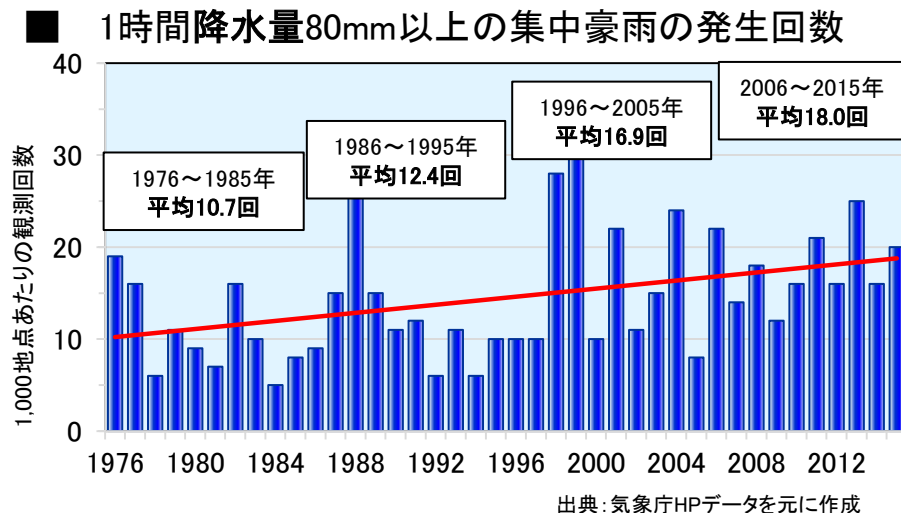


保安林の指定及び治山事業により豊かな森林が回復(岡山県玉野市)【現在】



3 近年の山地災害発生状況

- 我が国の森林は、地形が急峻かつ地質が脆弱であることに加え、集中豪雨や地震等が頻発することから、毎年各地で人的被害や家屋等への被害を伴う山地災害が発生。
- 近年、1時間降水量80mm以上の集中豪雨の発生回数が増加傾向にあり、山地災害の発生リスクが上昇。
- 災害が発生すれば、その影響は、国民の生命・財産に及び、また、行政区界等を超えて広域に及ぶ。



■ 災害の発生状況の事例



九州北部豪雨による被害(H29.7)【写真は福岡県朝倉市(左)、大分県中津市(右)】
死者42人、行方不明者2人、負傷者34人、住宅全壊325棟



平成30年7月豪雨による被害(H30.7)【写真は広島県広島市安芸区】
死者221人、行方不明者9人、負傷者390人、住宅全壊6,296棟



平成30年北海道胆振東部地震による被害(H30.9)【写真は北海道厚真町】
死者41人、負傷者692人、住宅全壊126棟

4 保安林の指定・解除に関する国と都道府県の役割分担

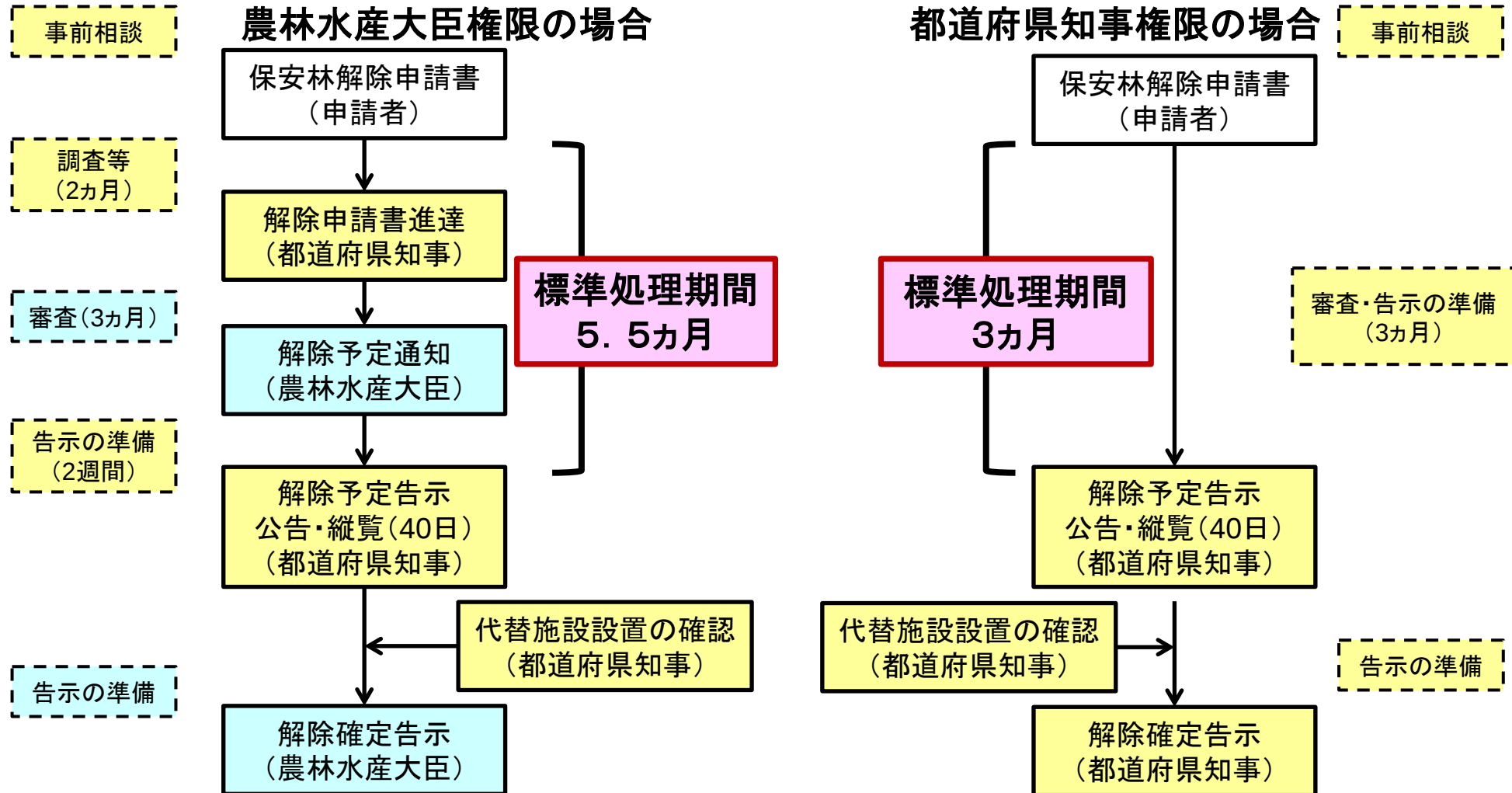
- 保安林の指定・解除に関する権限・事務は、国と都道府県とで役割分担。
- 1～3号保安林(1号:水源かん養保安林、2号:土砂流出防備保安林、3号:土砂崩壊防備保安林)は、その指定の目的の性質上、受益範囲が広く流域に及ぶ保安林。
- 重要流域とは、2以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域。

保安林の指定・解除に関する権限・事務区分

保安林の区分			権限・事務区分
民有林	1～3号	重要流域	農林水産大臣
		重要流域以外	都道府県知事 (法定受託事務)
	4号以下		都道府県知事 (自治事務)
国有林			農林水産大臣

5 保安林解除手続と期間

- 保安林の解除の審査について、標準処理期間を設け可能な限り迅速に処理を行っている。
 - 転用にかかる保安林の解除は、解除に伴う保安林の機能が低下し指定の目的の達成に支障がないよう、保安林の機能に代替する施設等が設置されたときに解除することとしていることから、代替施設設置の確認した後に解除の確定告示を行っている。
- ※標準処理期間は、申請者による補正を含まない。



6 転用を目的とする解除の要件

- 保安林の転用に当たっては、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性にかんがみ、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、転用により保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とすることが必要。
- 国土の保全上、第1級地（治山事業施行地や傾斜度25度以上、重要な施設に近接しているもの等）は、原則として解除の対象としない。
- 保安林は、国民の生命及び財産に直結するものであるという社会的必要性を十分に勘案しつつ、転用に係る事業に止むを得ない事由があり、以下の必要な要件を具備するか否かを審査。

項目	転用を目的とする解除の要件
用地事情等	・地域における公的な各種土地利用計画に即したもの ・その土地以外に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること
面積最小限度	・解除面積が転用の目的を達成するために必要最小限度であること
実現の確実性	・土地の権利を有し、必要な許認可を得ていること ・十分な信用、資力及び技術があること
利害関係者の同意	・解除に利害関係を有する市町村の長の同意 ・解除に直接の利害関係を有する者（保全対象）の同意
その他満たすべき基準	・当該保安林の指定の目的の達成に支障がないよう、保安林機能を代替する施設が設置等が措置されること

7 提案に対する当庁の考え方

提案に対する基本的な考え方

- 1 水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有することから、これらの保安林の指定・解除は、本来的には国が直接行うべき事務。
- 2 このうち、2以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、農林水産大臣の直接事務としている。
- 3 その一方で、手続き期間の長期化による事業者負担を軽減する観点から、保安林の解除事務の迅速化及び簡素化は重要であり、従前も取り組んできたところ。農林水産大臣が行う解除審査期間について標準処理期間(3ヶ月)を設けるとともに、可能な限り迅速に処理を行っている。
- 4 近年、台風や集中豪雨等による山地災害が多発し、森林の適切な整備・保全に対する要請が高まる中で、今回のご提案については、
 - ① 保安林の解除の要件を緩和する内容であること
 - ② 代替施設の設置の確認や施設の設置が不適切な場合の改善命令等が法律的に担保されていないこと
 - ③ 農林水産大臣が責任を持って実施すべき保安林の解除権限を移譲するものであることなど、国民の生命・財産を守る保安林制度の根幹に関わるものであり、受け入れることは困難である。